

第32号議案

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市立芦屋病院の新病棟開設に伴い、病室使用加算額及び設備使用料を新たに定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立芦屋病院使用料及び手数料条例（昭和27年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前2項に定めるもののほか，病室使用加算額及び分娩介助料については別表第1に定める額，文書料については別表第2に定める額，設備使用料については別表第3に定める額（消費税法第6条の規定により消費税を課されないこととなる場合以外の場合にあつては，それぞれその額に係る消費税額及び地方消費税額を加えた合計額（1円未満の端数は切り捨てる。））とする。

第5条中「前条」を「前2条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

	区分	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
病室使用加算額（1日につき）	特別室A	50,000円	60,000円
	特別室B	30,000円	36,000円
	個室A	10,000円	12,000円
分娩介助料	病院の診療時間内に出産した場合	1子につき 80,000円	1子につき 95,000円
	病院の診療時間外に出産した場合	1子につき 100,000円	1子につき 121,000円

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

区分	使用料
----	-----

個室Bのインターネット回線	1日につき1,000円
インターネット回線(特別室A,特別室B,個室A及び個室Bを除く。)	1日につき700円
個室Bの冷蔵庫	1日につき200円

附 則

この条例は、公布の日から起算して120日を超えない範囲内において、病院事業管理規程で定める日から施行する。

参 照

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立芦屋病院の新病棟開設に伴い、病室使用加算額及び設備使用料を新たに定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 病室使用加算額（別表第1関係）

1日当たりの病室使用加算額を次の額に消費税額及び地方消費税額を加えた合計額とする。

区 分	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
特別室A	50,000円	60,000円
特別室B	30,000円	36,000円
個室A	10,000円	12,000円

(2) 設備使用料（第3条及び別表第3関係）

1日当たりの設備使用料を次の額に消費税額及び地方消費税額を加えた合計額とする。

区分	使用料
個室Bのテレビ	1日につき1,000円
個室Bのインターネット回線	1日につき1,000円
インターネット回線（特別室A、特別室B、個室A及び個室Bを除く。）	1日につき700円
個室Bの冷蔵庫	1日につき200円

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から起算して120日を超えない範囲内において、病院事業管理規程で定める日